

金融と税制の支援が受けられます

金融支援

計画に従って実施する事業に必要な機械・施設の導入等に対し、
(株)日本政策金融公庫による長期低利融資を措置

貸付条件

利率※	2.75%～3.80%
償還期限	10年超25年以内
据置期間	3年以内
貸付限度額	負担額の80%

想定事例 (調達安定化計画の場合)

めん製造事業者が、新たに国産小麦を使用
するにあたり、1機2千万円の保管庫を導入。
(融資可能額)
2千万円 × 80%(貸付限度)
= **1.6千万円** の融資が可能！

※2026年9月時点。最新の貸付利率は、日本政策金融公庫のHPでご確認ください。

税制支援

計画に従って実施する事業の用に供する施設に対して課税される、
事業所税資産割の課税標準を承認後5年間、4分の1控除

※事業提携は対象外

イメージ

事業所床面積 (資産割課税標準) 税率:600円/㎡ 免税点:1,000㎡以下	課税部分
	控除分(1/4)

☀️ 計画を実施する事業所と一体となって
計画を実施する事業所についても、特例
が受けられる場合があります！

想定事例 (調達安定化計画の場合)

納豆製造事業者が、国産切替のため下処理
設備を新たに導入。
調達安定化措置に係る事業の用に供する
施設を有する事業所床面積(課税標準)が
6,000㎡の場合
6,000㎡ × 1/4 × 税率(600円/㎡)
= **90万円** の効果！

経営改善・事業提携計画は都道府県の窓口へ、
調達安定化計画は地方農政局等の窓口へご相談ください！

2026年9月時点

お問合せ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課
TEL : 03-6744-2060

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/
sanki/tokutei_nousanho/](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/tokutei_nousanho/)

特定農産加工法

検索

詳しくは
こちら



食品製造・加工事業者の皆様を支援します！

特定農産加工法

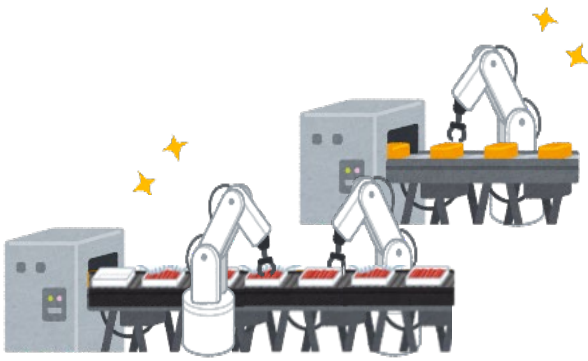
(正式名称:特定農産加工業経営改善等臨時措置法)

農産加工品やその原材料の輸入に係る事情の著しい変化に対処し、支援措置を講じる法律です。
計画が承認されると、**金融・税制の支援措置**が受けられます。

経営改善・事業提携計画

こんな時に！

- ✓ 工場に**最新設備を導入**したい
- ✓ **新たな工場を建設**したい



対象

特定農産加工業者(14業種)
関連農産加工業者(12業種)

調達安定化計画

こんな時に！

- ✓ 原料を**国産**に切り替えたい
- ✓ 原料保管庫を増設したい



対象

小麦・大豆又はそれらの
一次加工品を主要な原材
料とする事業者

詳細について、詳しくは中面へ！ ➡

農林水産省

計画を策定しましょう

経営改善・事業提携計画－関税引き下げ等に対処するために

対象

特定農産加工業者(14業種)

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① かんきつ果汁 | ⑧ 米加工品 |
| ② 非かんきつ果汁 | ⑨ 麦加工品(パスタを含む) |
| ③ パインアップル缶詰 | ⑩ 砂糖 |
| ④ こんにゃく粉 | ⑪ 菓子 |
| ⑤ トマト加工品 | (チョコレート、キャンデー、ビスケット) |
| ⑥ 甘しよでん粉 | ⑫ 乳製品 |
| ⑦ 馬鈴しよでん粉 | ⑬ 牛肉調製品 |
| | ⑭ 豚肉調製品 |

特定農産加工業者と事業提携する 関連農産加工業者(12業種)

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 果実加工食品 | ⑦ しょうゆ |
| ② こんにゃく製品 | ⑧ めん(小麦粉を原材料とするもの) |
| ③ 甘しよ加工食品 | ⑨ パン |
| ④ 馬鈴しよ加工食品 | ⑩ せんべい(小麦粉を原材料とするもの) |
| ⑤ 米菓 | ⑪ 冷凍冷蔵食品 |
| ⑥ みそ | (生乳又は乳製品を原材料とするもの) |
| (米又は麦を原材料とするもの) | ⑫ 食肉調製品 |

取組

- 新商品・新技術の開発又は利用
- 事業の転換
- 事業の合理化
- 合併
- 営業の譲渡

☀️ ライン増設や新工場建設等にも活用できます！

承認基準

- 当該計画が経営改善措置の実施による**売上高又は経常利益の伸び率の目標として年平均1%を上回る**率を定めること。
※経営改善計画のみ
- **地域の農産物の利用の促進**又は地域の農産物の特色を生かした**農産加工品の生産の促進**に資すること。

☀️ 都道府県知事の承認が必要です！

事例

経営改善計画(トモエ乳業株式会社)

業種

乳製品製造業(牛乳乳製品・デザート類の製造等)

取組

工場の生産効率を高め、需要に応じた増産に対応するため、毎時14,000本を生産できる**殺菌機、タンク、充填機等の最新設備を導入**。これにより、1ℓ牛乳パックの製造において**生乳の殺菌から製品をパレットに載せるまでのほぼ全ての工程を機械化**。

成果

工程の大部分が機械化されたことで、**生産性が向上し、省力化**を実現。設備導入時に機械の配置を工夫したことも相まって、**人の出入りが少なく効率的な動線**となり、衛生管理の高度化にも寄与。これらの結果、売上高・経常利益ともに計画を上回る実績につながっている。



↑ 導入した1ℓ牛乳パックの充填機

調達安定化計画－原材料の調達安定化のために

対象

特定農産加工業者

小麦、大豆又はこれらの一次加工品(小麦粉・煮豆等)を**主要な原材料**として使用する農産加工業者
※「主要な原材料」の基準：製品において小麦、大豆又はこれらの一次加工品の使用量がおおむね5割を占めること。

(例) **小麦** めん、菓子、パン、小麦粉 等 **大豆** 豆腐、納豆、みそ、しょうゆ 等

☀️ 「主要な原材料」の基準を満たせば、例に記載のない業種も対象になります！

取組

- 原材料の生産地の変更(変更率:5%以上)
- 代替原材料の使用(使用率:5%以上)
- 原材料の効率的な使用(削減率:1%以上)
- 新商品・新技術の開発(上記3つの取組と併せて行うもの)
- 原材料の保管(増加率:5%以上)

☀️ カッコ内の変更率等が承認基準の数値目標です！

承認基準

- 計画の内容が、調達が困難となっている**小麦、大豆等の調達の安定化を図る**上で有効なものとなっているか(**有効性**)。
- 原材料となる農産物について、**生産地との関係性**においてその**調達方法が適切**なものとなっているか(**適切性**)。

☀️ 農林水産大臣(地方農政局長等)の承認が必要です！

事例

調達安定化計画(株式会社三和豆水庵)

業種

豆腐・厚揚げ製造業(大豆)

取組

輸入大豆の価格高騰に対応し、調達の安定化を図るため、絹厚揚げ・厚揚げの主原料である大豆を**国産に切替**。これに伴い、専用の厚揚げ凝固成型設備、フライヤー、コンベア等の**最新設備を導入**。

成果

1製造ラインで**1日当たり60,000個**の厚揚げを製造できるようになった。また、従来、厚揚げは輸入大豆を用いたものが大半で、国産大豆を使用したものは市場にほぼなかったが、**国産原材料使用という付加価値を付け展開**することで、販売も順調に増え、同社の主力製品となった。



↑ 導入した絹厚揚げ製造ライン